

別紙2 世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業（詳細）

1 対象事業所	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象経費	5 補助対象外経費
<p>地域密着型 特別養護老人ホーム</p>	<p>1 法人当たり 5,000 千円</p>	<p>3/4</p>	<p>(1) 通信環境整備や見守り支援機器等の導入のために必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及賃借料、その他導入及び使用に際し必要な経費と区長が認めるもの ※1 (2) 前項(1)に係るデジタル環境整備に係る機器等導入前後のコンサルティング費用 ※2 ただし、(1)(2)ともに、工事やコンサルティング、機器等の納品、設置、施工等すべてが完了し、令和6年3月1日までに支払いを終えたものに限る。</p>	<p>(1) インターネット回線使用料等の通信費 (2) 振込手数料 (3) クレジット会社に対する分割払い手数料(金利) (4) 消費税及び地方消費税 (5) 契約の締結を伴わない自社施工等によるデジタル環境整備に係る機器等の導入に係る経費 (6) その他事業の目的に照らして適当と認められないもの</p>

※1 施設業務全般にわたり、一体的にデジタル環境の整備を図るため、次のアからウまでの機器等の導入を対象とする。ただし、既に施設で導入されている機器等がある場合、新たに導入する機器等と一体的に活用する場合は、一部の導入を認める。

ア 利用者の居室等に設置する、センサーや通信機能を備えた見守り支援機器（利用者の尊厳やプライバシーの確保に配慮したものとする。）

イ 施設内において情報共有を図る通信機器、介護記録・ケアプラン作成・請求管理等の介護業務支援のソフトウェア、タブレット端末等（パソコンは除く）

ウ 上記ア又はイを導入するための通信環境整備

※2 (2)は(1)を実施した場合のみ補助対象とする。